○登米市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

平成21年１月28日
告示第20号
改正　令和４年３月31日告示第83号

（趣旨）

第１条　この要領は、市が発注する建設工事を請け負う中小建設業者（資本金３億円以下又は従業員300人以下の業者）への資金供給の円滑化並びに下請負人及び当該工事を履行するために資材を提供する資材業者（以下「下請負人等」という。）の保護を目的として、工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権を「工事請負契約書及び工事請負変更契約書の様式」（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書の規定により、中小建設業者を対象とした資金の貸付事業を行っている中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）又は財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者（以下「組合等」という。）に対し、担保として譲渡すること（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　債権譲渡を承諾する対象となる工事は、市が発注する工事であって、請負代金額500万円以上の工事で、約款第35条の前金払（以下「前金払」という。）が行われたものとする。ただし、次の工事は除くものとする。

(1)　約款第38条第１項の部分払が行われた工事（ただし、第３号アについては、最終会計年度の工事に係る部分払が行われたもの）

(2)　受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事（協定書等に基づく負担金を財源とする工事で債権を譲渡してはならない旨の定めがある工事をいう。）

(3)　債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次の工事を除く。

ア　債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ　前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(4)　履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事

(5)　その他請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

（譲渡対象となる債権の範囲）

第３条　譲渡対象となる債権の範囲は、工事が完成した場合においては、約款第32条第２項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金から既

受領額及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第50条第１項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

２　契約変更による請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾申請書（様式第１号）、債権譲渡契約証書（様式第２号）及び債権譲渡通知書（様式第３号）の請負代金額、並びに債権譲渡額は、変更後のものとする。

なお、組合等と請負者の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には、遅滞なく請負者が組合等に変更後の契約書の写しを提出すること。

（債権譲渡の承諾手続き）

第４条　請負者が組合等に債権譲渡をしようとするときは、請負者と組合等の代表者が連署で市長に次の書類により申請するものとする。

(1)　債権譲渡承諾申請書　（様式第１号）　３通

(2)　債権譲渡契約証書　（様式第２号）　１通

(3)　工事履行報告書　（様式第４号）　１通

(4)　発行日から３か月以内の請負者及び組合等の印鑑証明書　各１通

(5)　保証人等の承諾書（債権譲渡につき、保証人等の承諾が必要とされる場合のみ）　１通

２　前項の申請をすることができるのは、当該工事の出来高（第２条第３号アについては、最終会計年度の工事に係る出来高）が前金払（第２条第３号アについては、最終会計年度の工事に係る前金払）が行われた金額以上に到達したと認められる日以降で、約款第33条第１項に基づく請負代金の請求が行われていない時期とする。

３　第１項の申請を行うときは、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

(1)　債権譲渡の目的が、組合等から融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が組合等であること。

(2)　当該債権が、第三者による差押え等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。

(3)　当該債権が、既に譲渡されていないこと。

４　債権譲渡承諾申請書（様式第１号）の提出があったときは、市長は、第２条及び前２項の要件を確認の上、確定日付を付した債権譲渡承諾書（様式第１号）により承諾するものとする。

５　市長は、前項の規定による承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿（様式第５号）により債権譲渡の申請及び承諾の状況を管理するものとする。

（下請負人等の保護）

第５条　請負者は、組合等から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を支払

状況・支払計画書（様式第６号）により組合等に提出するものとする。

２　債権譲渡契約証書は、下請負人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。なお、請負者の倒産時等の下請負人等の保護に関しては、請負者及び組合等が責任を持って行うこととし、市は関与しないものとする。

（債権譲渡の通知）

第６条　請負者及び組合等は、第４条第４項の承諾を受け債権譲渡契約書を締結した場合は、速やかに連署により、債権譲渡契約証書（様式第２号）の写しを添えた債権譲渡通知書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

２　前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、請負者は、遅滞なく組合等に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（被担保債権）

第７条　債権譲渡は、将来請負者と組合等の間で締結する金銭消費貸借契約（工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づき組合等が請負者に対して取得する債権（以下「組合等の貸付債権」という。）を担保するものであって、組合等が請負者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

２　請負者が、市との工事請負契約を完全に履行し、組合等が市から譲渡債権全額を受領した場合、組合等は、組合等の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに請負者に返還するものとする。

（債権譲渡額の請求）

第８条　債権譲渡を受けた組合等の代表者は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を市長に提出するものとする。

(1)　請求書　１通

(2)　債権譲渡承諾書（様式第１号）の写し　１通（組合等の原本証明を付したもの）

(3)　発行日から３か月以内の請負者及び組合等の代表者の印鑑証明書　各１通

(4)　債権譲渡契約証書（様式第２号）の写し　１通（組合等の原本証明を付したもの）

２　債権譲渡が行われた場合には、それ以降は請負者及び譲渡を受けた組合等は、前金払及び部分払を請求することはできないものとする。

（委任）

第９条　この要領に定めるもののほか、工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成21年２月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日告示第83号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

債 権 譲 渡 承 諾 申 請 書

年　　月　　日

登米市長　　殿

譲渡人　住　所
(請負者)
氏　名　　㊞

譲受人　住　所
(組合等)
氏　名　　㊞

請負者(以下「甲」という。)が貴市と甲との間で　　年　　月　　日付けで締結された工事請負契約書に基づき、甲が貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を　　(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、同契約書第5条第1項ただし書の規定による承諾をいただきますよう御依頼申し上げます。

乙においては、「登米市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領(平成21年登米市告示第20号)」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施行に必要な資金を融資するとともに、甲の下請負人等に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約書第45条に規定するかし担保責任は、当然のことながら甲に留保されます。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は、工事請負契約書第35条に規定する前金払及び同契約書第38条に規定する部分払を請求いたしません。

記

1　工事番号・工事名
2　施 工 場 所
3　契　約　日　　年　　月　　日
4　工　　期　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで
5　(1)　請負代金額　金　　円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
－(2)　既 受 領 額　金　　円
(3)　債権譲渡額　金　　円(　　年　　月　　日現在見込額、ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

債 権 譲 渡 承 諾 書

年　　月　　日

（甲）　　様

（乙）　　様

上記につき、未完成工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議をとどめて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書第45条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではありません。また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降、工事請負契約書第35条に規定する前金払及び同契約書第38条に規定する部分払を請求できないものとします。

記

1　譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とします。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾申請書5(1)及び(3)の金額は変更後の金額とします。

2　甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署により市長に債権譲渡契約証書の写しを添えた債権譲渡通知書を提出すること。

3　当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

4　甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

5　甲の倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、登米市は関与しないものとします。

登米市長　　印

確定日付欄	承諾番号

様式第2号(第4条関係)

債 権 譲 渡 契 約 証 書

(請負者)(以下「甲」という。)と組合等(以下「乙」という。)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

(譲渡債権)

第1条　甲と登米市(以下「丙」という。)との間で　　年　　月　　日付で締結した工事請負契約(以下、「工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し、及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を　　年　　月　　日、丙の承諾を得て、甲は、乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。

(1)　工事番号・工事名
(2)　施 工 場 所
(3)　契　約　日　　年　　月　　日
(4)　工　　期　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
(5)　請負代金額　金　　円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
(6)　既 受 領 額　金　　円
(7)　債権譲渡額　金　　円
((5)－(6))　　(　　年　　月　　日現在見込額、ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

ただし、債権譲渡額は、工事が完成した場合においては、工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2　前項第5号及び第7号の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、変更後の金額による。この場合甲は遅滞なく、乙に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3　前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、甲は、遅滞なく乙に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(担保責任)

第2条　甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議をとどめた事項以外には、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

（禁止事項）

第3条　甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべき行為をしてはならない。

（被担保債権）

第4条　債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸付債権」という。）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸付債権以外の債権を担保するものではない。

2　甲が、丙との工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

（下請負人等の保護）

第5条　乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸付債権を精査の上、甲の倒産による任意整理において、債権者の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は、残金の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

（協力義務）

第6条　乙が譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人等への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。

なお、この場合必要となる費用については、甲の負担とする。

（管轄合意）

第7条　本契約に関して争いを生じたときは、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本証書2通を作成し、各自その内容を確認し、記名押印の上、各々その1通を所持する。

年　　月　　日

甲　　譲渡人　　住　所

（請負人）

氏　名　　㊞

乙　　譲受人　　住　所

（組合等）

氏　名　　㊞

様式第3号(第6条関係)

債　権　譲　渡　通　知　書

年　　月　　日

登米市長　　殿

譲渡人　　住所
(請負者)
氏名　　印

譲受人　　住所
(組合等)
氏名　　印

　　年　　月　　日付けで承諾いただきました譲渡人が登米市に対して有する下記工事請負代金債権について、　　に譲渡しましたので、譲渡人、譲受人連署の上通知します。

　下記工事請負代金について、今後は　　の下記口座にお振込ください。

　なお、譲渡人は、譲受人に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

譲渡債権の表示

1　工事番号・工事名
2　施　工　場　所
3　契　　約　　日　　年　　月　　日
4　工　　期　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで
5　(1) 請負代金額　金　　円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
－(2) 既受領額　金　　円
(3) 債権譲渡額　金　　円(　　年　　月　　日現在見込額、ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

振込口座

金融機関名	本(支)店名
預金の種別	口座番号
(フリガナ) 口座名義人	

様式第4号(第4条関係)

工　事　履　行　報　告　書

工事番号 工　事　名	
工　　期	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
日　　付	年　　月　　日(　　月分)

月　　別	予定工程　　% (　　)に工程変更後	実施工程　　%	備　　考

(記事欄)	総括監督員	主任監督員	監督員		主任(監理) 技　術　者

様式第5号(第4条関係)

債　権　譲　渡　整　理　簿

課

承認番号	申請年月日	承認年月日	工事番号・工事名	請負者	請負額	債権譲渡先

様式第6号(第5条関係)

支 払 状 況 ・ 支 払 計 画 書

(組合等)　　様

契 約 権 者　登米市

工事番号・工事名

工事請負代金額

(請負者)

住 所

氏 名　　印

工事代金支払項目 / 下請工種又は資材名	全所要数量 / 全所要金額	支払済 月日	支払済 金額(千円)	支払予定 月日	支払予定 金額(千円)	支払先
1 下請代金 | 2 資材代金						名 称
	千円					所在地
						電 話
1 下請代金 | 2 資材代金						名 称
	千円					所在地
						電 話
1 下請代金 | 2 資材代金						名 称
	千円					所在地
						電 話
1 下請代金 | 2 資材代金						名 称
	千円					所在地
						電 話

＊1　下請代金支払項目欄は、該当する番号に○を付けること。

2　支払予定欄の月旬は、次の区分により記入すること。(上旬：1～10日　中旬：11～20日　下旬：21～月末)

様式第１号（第４条関係）
様式第２号（第４条関係）
様式第３号（第６条関係）
様式第４号（第４条関係）
様式第５号（第４条関係）
様式第６号（第５条関係）